

第四十二類～第四十五類	第四十一類
(略)	一～十五 (略) (削る)

第四十二類～第四十五類	第四十一類
(略)	一～十五 (略) 十六 録音又は録画済み記録媒体の複製

(施行期日)
この省令は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

○国土交通省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十二日

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

2 前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

改 正 後

(二酸化炭素放出実績指標の評価の基準)

第四条 (略)

2 前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途	船舶の大きさ に関する指標	目標値
一～十三 (略)	(略)	(略)

改 正 前

(二酸化炭素放出実績指標の評価の基準)

第四条 (略)

2 前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

改 正 前

船舶の用途	船舶の大きさ に関する指標	目標値
一～十三 (略)	(略)	(略)

国土交通大臣 金子 恭之
環境大臣 石原 宏高

備考	船舶の用途	船舶の大きさ に関する指標	目標値
一 Gtは、総トン数			
二 Dwは、載貨重量トン数			
三 Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値			
イ 令和五年 ○・九五			
ロ 令和六年 ○・九三			
ハ 令和七年 ○・九一			
二 二 令和八年 ○・八九			
ト 令和九年 ○・八六三七五			
ホ 令和十年 ○・八三七五			
ヘ 令和十一年 ○・八一二二五			
チ 令和十二年 ○・七八五			

備考	船舶の用途	船舶の大きさ に関する指標	目標値
一 Gtは、総トン数			
二 Dwは、載貨重量トン数			
三 Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値			
イ 令和五年 ○・九五			
ロ 令和六年 ○・九三			
ハ 令和七年 ○・九一			
二 二 令和八年 ○・八九			